

令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,033千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165,176千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	108,901	△20	108,881
	1 後期高齢者医療保険料	108,901	△20	108,881
2	使用料及び手数料	1	10	11
	1 手数料	1	10	11
3	繰入金	52,029	△1,082	50,947
	1 一般会計繰入金	52,029	△1,082	50,947
4	諸収入	5,424	△941	4,483
	1 延滞金、加算金及び過料	2	14	16
	2 償還金及び還付加算金	220	△123	97
	5 受託事業収入	5,201	△832	4,369
	歳入合計	167,209	△2,033	165,176

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	諸支出金	221	△122	99
	1 償還金及び還付加算金	220	△122	98
4	保健事業費	6,176	△1,911	4,265
	1 健康保持増進事業費	6,176	△1,911	4,265
	歳 出 合 計	167,209	△2,033	165,176

(空 頁)

2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
2 普通徴収保険料	千円 39,901	千円 △20	千円 39,881
計	108,901	△20	108,881

2 款 使用料及び手数料

1 項 手数料

1 督促手数料	1	10	11
計	1	10	11

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 事務費繰入金	2,037	△1,082	955
計	52,029	△1,082	50,947

4 款 諸収入

1 項 延滞金、加算金及び過料

1 延滞金	1	14	15
計	2	14	16

4 款 諸収入

2 項 償還金及び還付加算金

2 保険料還付金	200	△123	77
計	220	△123	97

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	千円 △305	千円
2 滞納繰越分	285	

1 督促手数料	10	

1 事務費繰入金	△1,082	

1 延滞金	14	

1 保険料還付金	△123	

後期高齢者医療特別会計

4款 諸収入

5項 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入	千円 5,201	千円 △832	千円 4,369
計	5,201	△832	4,369

節		説	明
区 分	金 額		
1 健診事業収入	千円 △832		千円

後期高齢者医療特別会計

3 歳 出

3 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険料還付 金	千円 200	千円 △122	千円 78	千円	千円	千円	千円 △122
計	220	△122	98	0	0	0	△122

4 款 保健事業費

1 項 健康保持増進事業費

2 健康診査費	6,176	△1,911	4,265			△936 諸収入 △936	△975
計	6,176	△1,911	4,265	0	0	△936	△975

節		説明
区分	金額	
22 償還金利子及び割引料	千円 △122	737 保険料還付金 千円 △122

11 役員費	△210	982 健康診査費 △1,911
12 委託料	△900	11 通信運搬費 △210
		12 健診業務委託料 △900
18 負担金補助及び交付金	△801	18 人間ドック補助金 △801

後期高齢者医療特別会計